

(別 添)

令和2年6月15日
京都大学危機対策本部

感染拡大予防マニュアル
- 令和2年度前期授業の実施における配慮について -
(第1版)

新型コロナウイルス感染症への対応に関し、京都府が府内の大学に発していた「施設の使用制限の要請」が、令和2年5月28日に解除されました。

これを受け、令和2年度前期の対面授業及びそれに付随する諸活動等の再開に際し、京都府から示された「大学等の再開に向けた感染症拡大予防のためのガイドライン」を踏まえ、各部局において、感染拡大の予防に十分留意しつつ、安全に教育研究活動等を実施していくための、基本的な対応マニュアルを以下のとおりとします。

1. 学生生活についての配慮

(1) 学生生活における留意事項の周知

各学生が、生活の中に感染症対策を取り入れて行動するよう、次の情報をはじめ、新型コロナウイルス感染症に対処するための必要な留意事項について、各部局において、学生に対しメールや部局のHPを通じ周知する。

(学内向け)新型コロナウイルス感染症に関する情報(第5報)
-2020年6月8日 京都大学環境安全保健機構 健康管理部門 -

(2) 学生生活に対する相談への配慮

履修や学生生活に関する学生からの相談を受けるため、各部局において、必要な措置を講じる。その際、対面によらない相談も受けられるよう、メールやSNS等による相談窓口など必要な配慮を行う。

2. 前期授業の実施における配慮

新型コロナウイルス感染症のリスクが当面続く状況の下でも、本学の学生への教育活動を着実に進めて行くためには、オンライン授業の一層の充実を図ると同時に、オンラインで実施困難な授業については、感染の収束状況を勘案しながら、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、計画的に実施していく。

(1) リスクの状況に応じた段階的再開における配慮

学部・大学院専門科目における対面授業の実施に関しては、リスクの状況に応じ、次の基準をもとに、各部局において、段階的な実施を計画する。

なお、5月7日以降の前期開講の全学共通科目は対面による授業を実施せず、オンライン等により授業を実施する。

第一段階（6月19日(金)～6月30日(火)）

オンラインでは実施困難なもので、資格等の取得に関わる必須な授業等であり、特段の感染防止対策を取り得るもの。

第二段階（7月1日(水)～7月9日(木)）

オンラインでは実施が困難なもので、比較的少人数で実施するもの。
又は、主として屋外で実施するもの。

第三段階（7月10日(金)～7月31日(金)）

オンラインでは実施が困難なもの。
(ただし、第二段階の状況に応じ、条件を加える場合がある。)

- ※ 対面授業に関しては、感染リスク軽減の観点から、実施可能な範囲で、できるだけ後ろ倒しで実施するよう検討する。
- ※ 各段階の期日は、今後の感染拡大状況によっては、変更する場合がある。

(2) 授業の実施上の配慮

授業の実施に当たっては、各部局において、以下の各事項に示す必要な配慮を行う。

- ① 対面授業の実施においては、次の注意事項について、学生に対し、予めメールや部局のHPを通じ周知を行う。
 - ・ 体調に不調を感じたら、まず検温し、平熱より高い場合、あるいは平熱でも何らかの症状（せき、たん、味覚障害など）がある場合は、授業を欠席し自宅で安静にすること。
 - ・ 授業への出席者は、咳エチケットを守り、症状がなくてもマスクを着用することとし、会話をする際は、可能な限り真正面を避けること。
 - ・ マスクを着用していない場合は、ハンカチ等で口を塞ぐなど感染拡大防止に向けた行動を心掛けるよう注意すること。
 - ・ 授業前、授業終了後は手洗いを30秒程度かけて石鹸で丁寧に洗うこと。又は手指のアルコール消毒を行うこと。
 - ・ 授業終了後は、教室から速やかに退出すること。
- ② 授業の実施場所では、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。
 - ・ 対面授業の出席者について、教室等の収容定員を考慮すること。
(概ね50%を超えない程度)
 - ・ 教室等の内では、席を空けるなどにより、教員と学生、学生と学生の距離を置くこと。(できるだけ2m(最低1m))
 - ・ 物(マイク、筆記具、情報機器等)は使い回しをさせない。実験器具等で共用が必要な場合はビニール手袋等を着用すること。
 - ・ 教室等やトイレには消毒液を設置すること。
 - ・ 教室等の換気は、換気装置を稼働させただけで、さらに窓を開ける(最低30分に1回以上、数分間程度、窓を2方向以上全開)など徹底すること。
 - ・ 定期的に、授業実施場所のアルコール消毒等を実施すること。

- ③ 授業に出席できない学生等に対し、次の配慮を行う。
- ・ 罹患した学生、発熱等体調に少しでも異常を感じている学生、渡日困難な留学生など授業に出席できない学生に対し、部局長及び授業担当教員の判断により、履修上の配慮を行うこと(履修登録期間の延長、補講の実施やレポート提出等)。
 - ・ 学生や教員の罹患に伴う休講措置等の場合には、授業担当教員と学生との双方向の連絡体制を確保すること(情報環境機構が提供するPandAの利用等)。
- ④ 実験施設・設備を使用する場では、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。
- ・ 実験施設・設備の利用は最低限に留め、データ解析等は在宅で行うこと。
 - ・ 設備や備品について、端末操作画面やスイッチ、ドアノブやトイレなど複数の人の手が触れる場所を必要に応じて消毒すること。
 - ・ 実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放するなど、人の手が触れる場所を少なくすること。
- ⑤ 自習室・談話室などの共有スペースについては、次に示す衛生環境等の確保について徹底する。
- ・ 一度に利用する人数を減らし、対面での飲食や会話をしないよう利用者に周知すること。
 - ・ 入室時間・退室時間の確認を行うとともに利用時間を制限すること。
 - ・ 共有スペースは、常時換気するように努めること。
 - ・ 共有スペースの入室前・入室後は手洗い又は手指のアルコール消毒を行うように利用者に周知すること。
 - ・ 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒すること。

3. 施設の利用における配慮

(1) 図書館の利用における配慮

図書館の利用については、図書館機構及び各部局において、次に示す配慮を行う。

- ・ 来館しなくても図書館サービスが利用できるようにするため、電子資料の整備、オンラインによるレファレンスや学習相談サービス、郵送貸出等の非来館型サービスを実施すること。
- ・ 利用者の滞在時間を短縮するため、貸出冊数、貸出期間、更新回数の条件緩和等の工夫を行うこと。
- ・ 安心して閲覧や自習ができるようにするため、閲覧席の間隔を十分に確保する。閲覧席が不足する場合は、学内の教室等を利用可能とする等の工夫を行うこと。
- ・ 貸出手続き等の際の飛沫感染・接触感染を防ぐため、窓口への透明仕切りの設置やビニール手袋の使用などの工夫を行うこと。
- ・ 順番待ち行列が予想される場合は、間隔を空けて整列するよう促すため、フロアマーカの設置等を行うこと。
- ・ その他、「[図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン](#)」を参考に必要な取り組みを行うこと。

(2) 食堂、購買等の利用における配慮

- ① 食堂、購買等の利用については、各運営者において次に示す配慮を行う。
 - ・ 混雑時の入場制限、食堂における座席間隔の確保、レジ前の床にフロアマーカールを設置するなど、人と人との間隔を十分に確保すること。
 - ・ 利用者の入口での手洗い・手指のアルコール消毒を徹底するとともに、多数の人が触れる箇所を定期的にアルコール消毒すること。
 - ・ 窓・出入口の開放など、衛生面に留意しながらこまめな換気を実施すること。
 - ・ 食堂では、ビュッフェ形式による食品提供を行わないこと。
 - ・ カウンター及びレジは、透明仕切りを設けて遮蔽すること。
 - ・ レジでは電子マネーの利用を呼び掛けるとともに、現金については手指が触れないように受け渡しトレーを使用すること。
 - ・ 利用者に大声で会話を行わないよう周知すること。
 - ・ 食事・買い物後は、長時間滞在することなく退店するよう利用者に周知すること。
 - ・ 従業員は発熱や体調不良がないことを確認し記録するとともに、発熱・体調不良の兆候がある場合は出勤停止とすること。

- ② 昼食時の食堂の混雑緩和のための、本部及び各部局において、次に示す配慮を行う。
 - ・ 弁当で食事のとれる場所の拡充を行うこと。
 - ・ 職員等の休憩時間の弾力化により、食堂や売店の混雑時の利用を避けること。

4. 部(クラブ・サークル)活動における配慮

部(クラブ・サークル)活動を大学として再開の決定をする場合は、別途「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル」を作成し、必要な対策を実施する。

5. 学内において学生又は教員の罹患が確認された場合の授業の対応

- (1) 京都府及び京都市の衛生部局等の指導を踏まえ、危機対策本部において、同新型コロナウイルス対応専門委員会及び関係部局と連携し、次の対応をとる。
 - ① 当該学生が出席した対面授業又は当該教員が担当した対面授業の中止措置
 - ② 周辺学生・教職員の濃厚接触者の抽出及び該当者に対する必要な指示
 - ③ 汚染が懸念される箇所の消毒
 - ④ 臨時休業の実施の有無、規模、期間等の判断

- (2) 関係部局において、出席停止の対象となった学生への学修時間の確保
 - ・ KULASIS、PandA 及び OCW 等を活用し課題を与え、レポートの提出などで可能な限り学修時間の確保に努める。

※ 上記内容については、現時点のものであり、随時、変更される可能性がある。